

長崎大学学則の一部改正について

改正理由

- 1 医学部医学科の入学定員を見直すこと。
- 2 歯学部の第3年次編入学を廃止すること。
- 3 工学部を改組するため、関係規定を整備すること。

以上の理由により、所要の改正を行うものである。

平成23年3月28日

学則第3号

制定権者 長崎大学長 片峰 茂

長崎大学学則の一部を改正する学則

長崎大学学則（平成16年学則第1号）の一部を、次の新旧対照表のように改正する。

新	旧								
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 長崎大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき、実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献することを目的とする。</p> <p>2 本学の学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学に必要な事項については、この学則の定めるところによる。</p> <p>第1条の2 略</p> <p style="text-align: center;">(学部、学科、課程及び収容定員)</p> <p>第2条 本学の学部に、次の学科及び課程を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学部</th> <th style="text-align: center;">学科及び課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">} 略 }</td> <td style="text-align: center;">} 略 }</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科及び課程	} 略 }	} 略 }	<p style="text-align: center;">第1章 同左</p> <p>第1条 同左</p> <p>第1条の2 同左</p> <p style="text-align: center;">(学部、学科、課程及び収容定員)</p> <p>第2条 同左</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学部</th> <th style="text-align: center;">学科及び課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">} 同左 }</td> <td style="text-align: center;">} 同左 }</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科及び課程	} 同左 }	} 同左 }
学部	学科及び課程								
} 略 }	} 略 }								
学部	学科及び課程								
} 同左 }	} 同左 }								

工学部	<u>工学科</u>
〽 略 〽	〽 略 〽

2 略

3 収容定員は、別表第1のとおりとする。

第3条 略

第2章 略

第3章 入学、編入学、転入学、転学部等、休学、復学、留学、退学、転学、再入学及び除籍

第10条～第14条 略

(編入学定員を有する学部への編入学)

第15条 経済学部、医学部保健学科又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1)～(7) 略

2 医学部医学科の第2年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1)～(6) 略

第16条～第28条 略

第4章 略

第5章 卒業及び学位並びに教員の免許状授与の所要資格の取得

第45条～第47条 略

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第48条 本学の学部の学科等において、教育職員免許法（昭和24年

工学部	<u>機械システム工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、構造工学科、社会開発工学科、材料工学科、応用化学科</u>
〽 同左 〽	〽 同左 〽

2 同左

3 同左

第3条 同左

第2章 同左

第3章 同左

第10条～第14条 同左

(編入学定員を有する学部への編入学)

第15条 経済学部、医学部保健学科、工学部又は環境科学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、当該学部が別に定める出願資格を有する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1)～(7) 同左

2 医学部医学科の第2年次又は歯学部の第3年次に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、選抜試験を行った上、当該学部教授会の議を経て、学長が入学を許可する。

(1)～(6) 同左

第16条～第28条 同左

第4章 同左

第5章 同左

第45条～第47条 同左

第48条 同左

法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

第6章～第9章 略

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1医学部の項及び同表合計の項の入学定員及び収容定員は、平成29年度までの入学定員及び収容定員とする。

3 医学部、歯学部及び工学部の収容定員並びに収容定員の合計は、改正後の別表第1医学部の項、同表歯学部の項、同表工学部の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成23年度から平成27年度までについては、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部	医学科	641	662	683	704	720
	保健学科	452	452	452	452	452
	計	1,093	1,114	1,135	1,156	1,172
歯学部	歯学科	315	310	305	300	300
	計	315	310	305	300	300
工学部	工学科	380	760	1,140	1,520	1,520
	計	380	760	1,140	1,520	1,520
合計		5,858	6,254	6,650	7,046	7,062

4 工学部機械システム工学科、同学部電気電子工学科、同学部情報システム工学科、同学部構造工学科、同学部社会開発工学科、同学部材料工学科及び同学部応用化学科は、改正後の長崎大学学則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する学生並びに平成23年度及び平成24年度に当該学科の第3年次に編入学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

第6章～第9章 同左

5 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、工学部機械システム工学科、同学部電気電子工学科、同学部情報システム工学科、同学部構造工学科、同学部社会開発工学科、同学部材料工学科及び同学部応用化学科の第3年次編入学定員及び収容定員については、次のとおりとする。

学科・課程	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	第3年次編入学定員	収容定員	第3年次編入学定員	収容定員	第3年次編入学定員	収容定員
機械システム工学科		240		160		80
電気電子工学科		240		160		80
情報システム工学科		150		100		50
構造工学科		120		80		40
社会開発工学科		150		100		50
材料工学科		150		100		50
応用化学科		150		100		50
各学科共通	10	20	10	20		10

別表第1

学部	定員		第3年次(医学部医学科にあつては第2年次)編入学定員	收容定員
	学科・課程	入学定員		
略	略	略	略	略
医学部	医学科	<u>116</u>	5	<u>721</u>
	保健学科	106	14	452
	計	<u>222</u>	19	<u>1,173</u>
歯学部	歯学科	50	(削る。)	<u>300</u>
	計	50	(削る。)	<u>300</u>
略	略	略	略	略
工学部	工学科	<u>380</u>		<u>1,520</u>
	計	<u>380</u>		<u>1,520</u>
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
合計		<u>1,637</u>	<u>44</u>	<u>7,063</u>

別表第1

学部	定員		第3年次(医学部医学科にあつては第2年次)編入学定員	收容定員
	学科・課程	入学定員		
同左	同左	同左	同左	同左
医学部	医学科	<u>115</u>	同左	<u>715</u>
	保健学科	同左	同左	同左
	計	<u>221</u>	同左	<u>1,167</u>
歯学部	歯学科	同左	5	<u>320</u>
	計	同左	5	<u>320</u>
同左	同左	同左	同左	同左
工学部	機械システム工学科	<u>80</u>		<u>320</u>
	電気電子工学科	<u>80</u>		<u>320</u>
	情報システム工学科	<u>50</u>		<u>200</u>
	構造工学科	<u>40</u>		<u>160</u>
	社会開発工学科	<u>50</u>		<u>200</u>
	材料工学科	<u>50</u>		<u>200</u>
	応用化学科	<u>50</u>		<u>200</u>
	各学科共通		10	20
	計	<u>400</u>	10	<u>1,620</u>
同左	同左	同左	同左	同左
合計		<u>1,656</u>	<u>59</u>	<u>7,177</u>

別表第2

学部	学科等	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
略	略	略	略
工学部	工学科	高等学校教諭一種 免許状	（数学，理科， 工業）
略	略	略	略

別表第2

学部	学科等	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
同左	同左	同左	同左
工学部	機械システム工学科 電気電子工学科 情報システム工学科 構造工学科 社会開発工学科 材料工学科 応用化学科	高等学校教諭一種 免許状	（工業）
同左	同左	同左	同左